平成２２年（フ）第２９２号
奈良県大和高田市大中東町１番30―305号、前住所奈良県大和高田市旭南町２番２―314号
債務者　南川　三郎
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２９３号
奈良県大和高田市大中東町１番30―305号、前住所奈良県大和高田市旭南町２番２―314号
債務者　南川美代子（旧姓副島）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
奈良県北葛城郡広陵町大字古寺623番地８、前住所奈良県北葛城郡広陵町大字大塚465番地１
債務者　坂野　弘泰
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２９９号
奈良県宇陀市大宇陀区大東333番地の３
債務者　中西　絵美
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
奈良県香芝市真美ケ丘６丁目９番22―301号
債務者　江上　眞紀
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５９６９号
大阪府豊中市服部元町１丁目６番10号
債務者　谷　　知之
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９２号
釧路市芦野３丁目５番16号　２階
債務者　白山あけみ
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２１２号
釧路市音別町中園２丁目161番地
債務者　梅田　一郎
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２１４号
釧路市鳥取北９丁目10番１号
債務者　高橋　孝幸
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２１７号
釧路市愛国東１丁目１番５号　201号
債務者　小元　信子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１６９１号
横浜市青葉区桂台１丁目15番地１　シャイニ桂台202
債務者　舘野智恵子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７１８号
神奈川県海老名市さつき町２番地　19―104
債務者　岩田　隆治
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９２０号
神奈川県藤沢市本藤沢３丁目18番８号
債務者　岡本　桂太
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０２８号
神奈川県藤沢市大庭5558番地の14　ディアコート大庭107
債務者　渡邊　清子（旧姓織部）
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０２９号
神奈川県綾瀬市深谷中７丁目15番３号
債務者　芳賀　良一
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部